

第Ⅱ部 教育行財政編

第1章 愛知県教育委員会

第1節 教育委員会委員

教育委員会は、合議制の執行機関（行政委員会）として、6人の委員で構成されている。

氏名	任期	委員長任期期間	備考
平石賢二	21.10.21～25.10.20	24.10.18～25.10.17	退任
豊島半七	22.10.14～26.10.13	25.10.18～26.10.17	
笠松和永	23.10.27～27.10.26		
岩月慎自	24.10.18～28.10.17		
佐藤元英	24.10.18～28.10.17		
松本真理子	25.10.21～29.10.20		新任
野村道朗	24.4.1～28.3.31		教育長

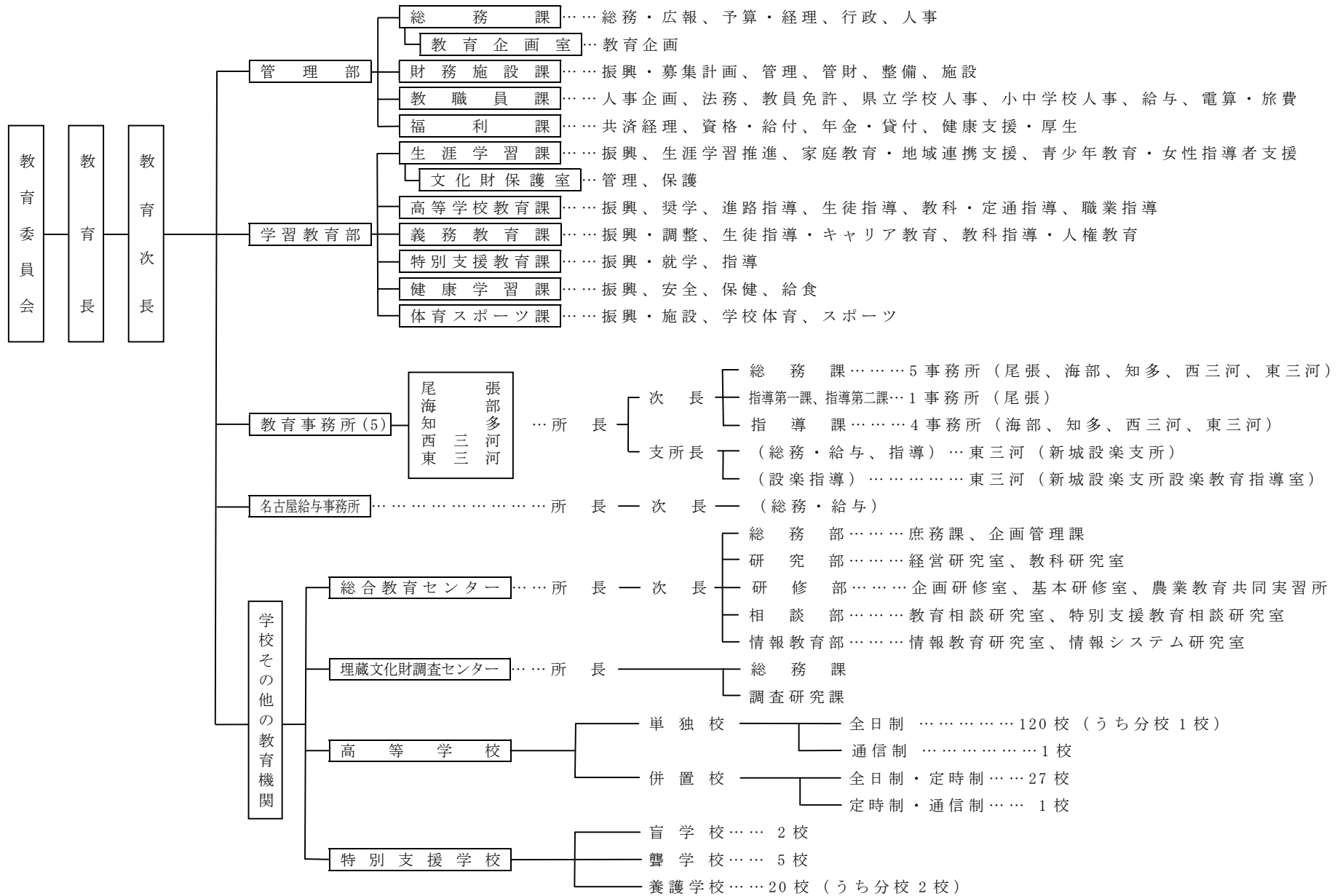
第2節 教育委員会の機構

教育委員会は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育長を置くほか、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局を置いている。

また、教育に関する事業等を目的とする学校その他の教育機関（私立学校・大学を除く。）も教育委員会が所管している。なお、体育館、スポーツ会館、武道館、野外教育センター、岡崎・一宮の両総合運動場、口論義運動公園、総合射撃場、青年の家、美浜・旭高原の両少年自然の家の11施設の管理を指定管理者に委託している。

以上を図表にすると、次のとおりである。

1 教育委員会機構図（25.4.1現在）



2 事務局等職員定数一覧表

(単位：人)(25.4.1現在)

区 分	定 数	充 指 導 主 事	計	備 考
総 務 課	42		42	
教育企画室	(7)		(7)	
財 務 施 設 課	33		33	
教 職 員 課	35		35	
福 利 課	9		9	
生 涯 学 習 課	30		30	
文化財保護室	(9)		(9)	
高 等 学 校 教 育 課	21	15	36	
義 務 教 育 課	13	9	22	
特 別 支 援 教 育 課	12	1	13	
健 康 学 習 課	14	5	19	
体 育 ス ポ ー ツ 課	14	3	17	
尾 張 教 育 事 務 所	21	5	26	
海 部 〃	10	2	12	
知 多 〃	10	3	13	
西 三 河 〃	19	6	25	
東 三 河 〃	26	4	30	
新城設楽支所	(8)		(8)	
設楽教育指導室	(3)	(1)	(4)	
名 古 屋 給 与 事 務 所	7		7	
総 合 教 育 セ ン タ ー	54		54	
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー	13		13	
合 計	383	53	436	

第 3 節 教 育 委 員 会 会 議

教育委員会は、毎月 1 回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催し、教育行政に関する重要な事項の審議決定を行っている。平成 25 年度中の会議開催状況は次のとおりである。

教育委員会会議開催状況

開催日	定例・臨時の別	審 議 決 定 事 項
25. 4. 12	定例	第 5 号議案 平成 26 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針について
		第 6 号議案 平成 26 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について
25. 5. 17	定例	第 7 号議案 平成 26 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について
25. 7. 4	定例	第 8 号議案 平成 25 年度（第 65 回）愛知県教育表彰被表彰者について
25. 7. 23	臨時	第 9 号議案 愛知県立新城東高等学校作手校舎の募集停止基準について
		第 10 号議案 平成 26 年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について
25. 9. 4	定例	第 11 号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について
		第 12 号議案 平成 26 年度教職員定期人事異動方針について
		第 13 号議案 公立学校長の人事について
25. 11. 8	定例	第 14 号議案 平成 26 年度愛知県立高等学校生徒募集計画について
		第 15 号議案 平成 26 年度愛知県立高等学校入学者募集について
		第 16 号議案 平成 26 年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について
		第 17 号議案 平成 26 年度愛知県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者募集について
25. 12. 19	定例	第 18 号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について
		第 19 号議案 公立学校長の人事について
		第 20 号議案 平成 26 年度学校教育（指導の指針）について
		第 21 号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について
26. 1. 23	定例	第 1 号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について
		第 2 号議案 愛知県指定文化財の指定について
26. 3. 25	定例	第 3 号議案 愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について
		第 4 号議案 公立学校教員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について
		第 5 号議案 愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）について
		第 6 号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について
		第 7 号議案 愛知県特別支援教育推進計画について
26. 3. 24	臨時	第 8 号議案 平成 26 年度教職員定期人事異動について
		第 9 号議案 平成 26 年度事務局等職員の人事について

第 4 節 公 益 法 人 ・ 公 益 信 託

教育に関する法人(私立学校を設置する法人、宗教法人及び文部科学大臣が所管する法人を除く。)の許可認可等の事務を処理している。

また、教育に関する公益信託の引受け許可等の事務についても、法人同様の処理をしている。

教育委員会が所管する法人・公益信託の現況は、次のとおりである。

法人数 (25.4.1 現在)

100 (財団法人 90 社団法人 10)

信託数 (25.4.1 現在)

4